

上越市障害者日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業の一つとして、重度の障害者及び障害児の日常生活における便宜を図ることを目的に実施する日常生活用具（以下「用具」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用具の種類等)

第2条 給付を行う用具の種類、対象障害者等、耐用年数、基準額等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給付対象者)

第3条 用具の給付を受けることができる人（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する人とする。

- (1) 市内に住所（住所を有しない場合又は住所が明らかでない場合は、居所）を有すること。
- (2) 別表第1に掲げる用具の種類に応じ、同表の対象障害者等の欄に定める人のうち在宅の障害者又は障害児であること。ただし、T字杖又は棒状のつえ、頭部保護帽、情報・通信支援用具、点字器、人工喉頭、ストマ用装具、紙おむつ等及び収尿器にあっては、医療機関に入院し、又は施設に入所している障害者及び障害児を含むものとする。
- (3) 次に掲げる給付対象者の区分に応じ、次に定める人に係る市民税の所得割の額（次条第2項の規定による給付の決定を受けた日の属する年度（当該日が4月から6月までの場合にあつては、前年度）における市民税の所得割の額（上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号）附則第5条の3の規定により市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合にあつては、その適用前の市民税の所得割の額）をいう。以下同じ。）が46万円未満であること。ただし、点字図書にあっては、この限りでない。

ア 障害児 当該障害児の属する世帯の世帯員のうち市民税の所得割の額が最も多い人

イ 障害者 当該障害者及びその同一の世帯に属する配偶者のうち市民税の所得割の額の多い人

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法律及び制度により、前条に規定する用具に相当する物品又はその費用の給付を受けることができる人は、給付対象者としなない。

(交付申請等)

第4条 給付対象者（障害児の場合にあっては、その保護者）は、用具の給付を受けようとするときは、日常生活用具給付申請書（第1号様式）に用具の給付に係る見積書（難病患者等にあっては、見積書及び医師の診断書（第2号様式））を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、給付の可否を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）又は日常生活用具給付却下通知書（第4号様式）により通知するとともに、給付の決定をしたときは、日常生活用具給付券（第5号様式。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の審査を行う際に給付の可否、内容等の判断が困難である場合は、法第22条第2項に規定する身体障害者更生相談所等に助言を求めるものとする。

（変更の届出等）

第5条 前条第2項の規定により給付の決定（以下「給付決定」という。）を受けた人（以下「給付決定者」という。）は、交付を受けた給付券に記載された内容に変更があったときは、日常生活用具給付券変更届（第6号様式）に給付券を添えて、市長に届け出なければならない。

2 給付決定者は、給付券を破損し、汚損し、又は滅失したときは、日常生活用具給付券／破損／汚損届／滅失／（第7号様式）により市長に届け出なければならない。この場合において、当該給付券を破損し、又は汚損した場合にあっては、給付券を添えて届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに給付券を再交付するものとする。

（決定の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付決定を取り消すことができる。

(1) 給付決定に係る障害者又は障害児が死亡したとき。

(2) 給付決定に係る障害者又は障害児が第3条に定める要件に該当しなくなったと認めるとき。

(3) 給付決定者が偽りその他不正の行為により給付決定を受けたと認めるとき。

（給付の方法）

第7条 市長は、用具の給付を行うときは、用具を取り扱う業者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

（費用の負担）

第8条 給付決定者は、用具（点字図書を除く。以下この項において同じ。）の給付を受けた

ときは、給付券を添えて、当該用具の給付に要した費用（以下「費用」という。）の100分の10に相当する額を給付を行った業者に支払うものとする。ただし、費用が別表第1に定める基準額を超える場合にあっては、当該基準額の100分の10に相当する額と費用から当該基準額を減じて得た額との合計額を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給付決定者が支払うべき額の1月における合計額が別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める負担上限月額を超える場合は、当該給付決定者が1月において支払うべき額は、当該負担上限月額を限度とする。

3 市長は、給付決定者が前項の負担上限月額を支払うことにより、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める保護（以下「保護」という。）が必要な状態になると認めるときは、保護を必要としない区分となるまで別表第2に定める当該給付決定者に係る負担上限月額の区分を変更することができる。

4 給付決定者は、点字図書の給付を受けようとするときは、給付券を添えて、当該点字図書が点字により作成されていない場合の一般図書の販売価格に相当する額を給付を行った業者に支払うものとする。

（請求）

第9条 給付を行った業者は、給付決定者から交付された給付券に必要事項を記入の上、市長が別に定める請求書に当該給付券を添えて、費用から前条の規定により給付決定者が支払った額を減じて得た額（以下「公費負担額」という。）を請求するものとする。

（用具の使用上の注意等）

第10条 用具の給付を受けた人（以下「利用者」という。）は、用具を給付の目的に反して使用してはならない。

2 市長は、利用者がその給付の目的に反して使用したと認めるときは、公費負担額の全部又は一部を償還させることができる。

（用具の再給付）

第11条 市長は、利用者がこの要綱に基づく用具の給付（廃止前の上越市日常生活用具の給付及び貸与に関する規則（平成12年上越市規則第21号）に基づく用具の給付を含む。）を受けた場合で、当該給付に係る用具が別表第1に定める耐用年数を経過していないときは、当該用具と同一の種類の利用者については再給付を行わないものとする。ただし、利用者の責めに帰することのできない理由により修理又は使用が困難となった場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（給付台帳の整備）

第12条 市長は、用具の給付の状況を明らかにするため、日常生活用具給付台帳（第8号

様式)を整備するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月2日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に決定のある用具の給付について適用し、同日前に決定のあった用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年10月5日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある用具の給付について適用し、同日前に申請のあった用具の給付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある用具の給付について適用し、同日前に申請のあった用具の給付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の

上越市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(上越市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

- 2 上越市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成11年4月1日実施）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この要綱の実施の日以後に決定のある用具の給付について適用し、同日前に決定のあった用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市障害者日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1 (第2条、第3条、第8条、第11条関係)

用具の種類	対象障害者等	耐用年	基準額	摘要
-------	--------	-----	-----	----

			数		
介 護・ 台 訓 練 支 援 用 具	特殊寝 台	1 身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上の人であって、満18歳以上の 人 2 難病患者等で寝たきりの状態にある人	8年	154,000円	腕、脚等の訓練ができる器具を備え、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マ ット	1 身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級（満18歳未満の人にあつては、2級を含む。）の人又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児（者）（以下「知的障害者等」という。）として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である人（常時介護を要する人に限る。） 2 難病患者等で寝たきりの状態にある人	5年	19,600円	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
	特殊尿 器	1 身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級の人（常時介護を要する人	5年	67,000円	尿が自動的に吸引されるもの

	に限る。) 2 難病患者等で自力で排尿できない人			
入浴担架	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上の人（入浴に当たり、家族等の介助を要する人に限る。）	5年	82,400円	障害児（者）（以下「障害者等」という。）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
体位変換器	1 身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上の人（下着交換等に当たり、家族等の介助を要する人に限る。） 2 難病患者等で寝たきりの状態にある人	5年	15,000円	
移動用リフト	1 身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上の人 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある人	4年	159,000円	天井走行型リフトその他設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。
訓練椅子	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上の人であって、満18歳未満の人	5年	33,100円	テーブルが附属しているもの

	訓練用 ベッド	1 身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上の人であって、満18歳未満の人 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある人	8年	159,200円	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
自立生活支援用具	入浴補助用具	1 身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能に障害を有しているため入浴に介助を必要とする人 2 難病患者等で入浴に介助を要する人	8年	90,000円	設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。
	便器	1 身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が2級以上の人 2 難病患者等で常時介助を必要とする人	8年	便器 4,450円 手すり 5,400円	手すりを付けることができるもの（満18歳未満については、手すり付きに限る。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	T字状又は棒状のつえ	身体障害者手帳の交付を受け、肢体に比較的軽度な障害を有しているが当該用具の使用により歩行機能が補完される人	3年	木材製 2,310円 軽金属製 3,150円 （ただし、夜光材付とした場合は 430円、全面夜光材付とした場合は1,260	

			円、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は280円をそれぞれ加えた額とする。)	
移動・移乗支援用具	1 身体障害者手帳の交付を受け、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする人 2 難病患者等で下肢が不自由な人	8年	60,000円	転倒予防、立ち上がり動作又は移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。
頭部保護帽	身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害者等として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である人であって、てんかんの発作等による転倒で頭部を強打するおそれのある人	3年	スポンジ及び革を主材料に製作されたもの 15,660円 スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作されたもの 37,860円 (ただし、基準額は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、基準額の80%の範囲内の額とする。)	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるもの
特殊便器	1 身体障害者手帳の交付を受け、その障害（上肢	8年	151,200円	足踏みペダルで温水及び温風が出るも

	<p>障害に限る。)の程度が2級以上の人又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害者等として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である人であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人</p> <p>2 難病患者等で上肢機能に障害のある人</p>			<p>の。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>
火災警報器	<p>身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が2級以上の人又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害者等として判定され障害の程度が重度若しくは最重度の人であって、火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難な人(当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)</p>	8年	15,500円	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発することにより屋外に知らせることができるもの</p>
自動消火器	<p>身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が2級以上の人、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害者等として判定され障害の</p>	8年	28,700円	<p>室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火することができるもの</p>

		程度が重度若しくは最重度の人又は難病患者等であって、火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難な人（当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）			
電磁調理器	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上の人又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害者等として判定された障害の程度が重度若しくは最重度の人であって満18歳以上の人	6年	41,000円		
歩行時間延長信号機用小型送信器	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上の人	10年	7,000円		
聴覚障害者用屋内信号装置	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（聴覚障害に限る。）の程度が2級以上の人（当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	10年	87,400円	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	
在宅療養等支援用透析液加温器	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（腎臓機能障害に限る。）の程度が3級以上の人であって、自己連	5年	51,500円	透析液を加温し、一定の温度に保つことができるもの	

具		続携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析療法を 行う人			
	ネブライ ザー	1 身体障害者手帳の交付 を受け、その障害（呼吸 器機能障害に限る。）の 程度が3級以上又は同程 度の障害を有すると市 長が認める人 2 難病患者等で呼吸器機 能に障害のある人	5年	36,000円	
	電気式た ん吸引器	1 身体障害者手帳の交付 を受け、その障害（呼吸 器機能障害に限る。）の 程度が3級以上又は同程 度の障害を有すると市 長が認める人 2 難病患者等で呼吸器機 能に障害のある人	5年	56,400円	
	ネブライ ザー及び 電気式た ん吸引器 の両用器	身体障害者手帳の交付を 受け、その障害（呼吸器機 能障害に限る。）の程度が 3級以上又は同程度の障害 を有すると市長が認める 人	5年	72,450円	
	酸素ボン ベ運搬車	身体障害者手帳の交付を 受けている人であって、医 療保険における在宅酸素 療法を行う人	10年	17,000円	
	動脈血中 酸素飽和	1 身体障害者手帳の交付 を受け、その障害（呼吸	5年	157,500円	
		を受け、その障害（呼吸	5年	9,000円	

度測定器 (パルス オキシメ ーター)	器機能障害に限る。)の 程度が3級以上又は同程 度の障害を有すると市 長が認める人であって、 在宅酸素療法又は人工 呼吸器の装着が必要な 人 2 難病患者等で人工呼吸 器の装着が必要な人			
視覚障害 者用体温 計(音声 式)	身体障害者手帳の交付を 受け、その障害(視覚障害 に限る。)の程度が2級以上 の人(当該人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯に属 する人に限る。)			
視覚障害 者用体重 計	身体障害者手帳の交付を5年 受け、その障害(視覚障害 に限る。)の程度が2級以上 の人(当該人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯に属 する人に限る。)	5年	18,000円	
視覚障害 者用血圧 計	身体障害者手帳の交付を5年 受け、その障害(視覚障害 に限る。)の程度が2級以上 の人(当該人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯に属 する人に限る。)	5年	9,500円	
正弦波イ ンバータ ー発電機	1 身体障害者手帳の交付5年 を受け、人工呼吸器の装 着が必要な人 2 難病患者等で人工呼吸	5年	100,000円	ガソリン、ガスボン ベ等で作動する正弦 波インバーター発電 機で、定格出力が

		器の装着が必要な人（ポータブル電源（蓄電池）及びDC/ACインバーター（カーインバーター）の給付を受けていない人に限る。）			850VA以上のもの
	ポータブル電源（蓄電池）	1 身体障害者手帳の交付を受け、人工呼吸器の装着が必要な人 2 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な人（正弦波インバーター発電機及びDC/ACインバーター（カーインバーター）の給付を受けていない人に限る。）	5年	100,000円	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で定格出力が300W以上のもの又は保有する人工呼吸器専用の予備バッテリー
	DC/ACインバーター（カーインバーター）	1 身体障害者手帳の交付を受け、人工呼吸器の装着が必要な人 2 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な人（正弦波インバーター発電機及びポータブル電源（蓄電池）の給付を受けていない人に限る。）	5年	100,000円	自動車等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で定格出力が300W以上のもの
情報・意思疎通支援	携帯用会話補助装置	身体障害者手帳の交付を受け、音声言語機能又は肢体に障害を有しているため、発声又は発語に著しい障害を有する人	5年	98,800円	携帯式であって、言語を音声又は文章に変換する機能を有するもの
用具	情報・通	身体障害者手帳の交付を	6年	100,000円	パソコン等を操作す

信支援用具	受け、その障害（視覚又は上肢機能障害に限る。）の程度が2級以上の人のうちパソコン、タブレット及びスマートフォン（以下「パソコン等」という。）の使用により社会参加が見込まれる人で、支援用具を使用しなければ当該パソコン等の操作が困難な人			る際に、その障害があるために必要となる支援用具
点字ディスプレイ	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上の人	6年	383,500円	コンピュータの画面情報を点字により示すことのできるもの
点字器	身体障害者手帳の交付を受け、視覚に障害を有している人	標準型 7年 携帯用 5年	標準型A（32マス18行、両面書、真鍮板 ^{ちゅうばん} 製） 10,720円 標準型B（32マス18行、両面書プラスチック製） 6,800円 携帯用A（32マス4行、片面書、アルミニウム製） 7,420円 携帯用B（32マス12行、片面書、プラスチック製） 1,700円	

点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上の人であって、就学若しくは就労している人又は就労が見込まれる人	5年	63,100円	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上の人	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	音声等により操作ボタンを知覚又は認識することができ、かつ、DAISY方式により録音又は記録された図書の再生が可能なもの
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上の人	6年	99,800円	文字情報と同一の紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換する機能を有するもの
視覚障害者用拡大読書器	身体障害者手帳の交付を受け、視覚に障害を有しているが本装置を使用することにより文字等を読むことが可能となる人	8年	198,000円	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
視覚障害者用時計	身体障害者手帳の交付を受け、その障害（視覚障害に限る。）の程度が2級以上の人（音声式時計にあつては、手指の触覚に障害があ	10年	触読式時計 10,300円 音声式時計 13,300円	

	るため触読式時計の使用が困難な人に限る。)			
聴覚障害者用通信装置	身体障害者手帳の交付を受け、聴覚又は発声若しくは発語に著しい障害を有するため、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要な人	5年	71,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信することができるもの
聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者手帳の交付を受け、聴覚に障害を有している人であって、本装置の使用によりテレビジョン放送の視聴が可能になる人	6年	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児(者)(以下「聴覚障害者等」という。)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者等向け緊急信号を受信することができる機器
人工喉頭	身体障害者手帳の交付を受け、喉頭を摘出した人(電動式は職業上又は学校教育上必要な人に限り、埋込型用人工鼻は常時埋込型用人工鼻を使用する人に限る。)	笛式 4年 電動式 5年 埋込型用人工鼻 なし	笛式 5,150円 （気管カニューレ付とした場合は、3,200円を加えた額とする。） 電動式 72,210円 （電池又は充電器に要する費用を含む。）	1 喉頭を全摘出したことにより、発声又は発語機能を喪失した人に対して用いられる代用音声の用具で、それぞれ次に掲げるア 笛式 呼気によりゴム等の膜

			埋込型用人工鼻 月額 35,640円 (人工鼻の装着に必要な用具に要する費用を含む。)	を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの イ 電動式 顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの ウ 埋込型用人工鼻 気管食道シヤント発声法による発声のために、首に開けた気管孔に装着するもの 2 埋込型用人工鼻については、4月分を上限として一括給付することができる。
点字図書	身体障害者手帳の交付を受け、視覚に障害を有する人であって、情報の入手を主に点字により作成された図書によっている人	なし	なし	1 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が別に定める点字図書給付対象出版施設から購入するものに限る。

					2 月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。 3 年間6タイトル又は24冊を限度とする。ただし、辞書等で一括して購入しなければならないものを除く。
人工内耳用電池	身体障害者手帳の交付を受け、聴覚に障害を有している人であって、人工内耳を装用する人（人工内耳用充電電池及び人工内耳用充電器の給付を受けていない人に限る。）	なし	月額 2,500円	4月分を上限として一括給付することができる。	
人工内耳用充電電池	身体障害者手帳の交付を受け、聴覚に障害を有している人であって、人工内耳を装用する人（人工内耳用電池の給付を受けていない人に限る。）	1年	17,600円		
人工内耳用充電器	身体障害者手帳の交付を受け、聴覚に障害を有している人であって、人工内耳を装用する人（人工内耳用電池の給付を受けていない人に限る。）	5年	16,500円		
排泄管理支援	身体障害者手帳の交付を受け、 ^{ぼうこう} 膀胱又は直腸機能に障害を有している人で、腸	なし	蓄便袋 蓄尿袋 8,860円	1	ラテックス又はプラスチックフィルムを主な材料と

用具	<p>管若しくは膀胱<small>ぼうこう</small>の切除によつて肛門<small>こう</small>からの排便又は膀胱からの排尿が困難となったため、腹部に人工肛門<small>こう</small>又は人工膀胱<small>ぼうこう</small>を設け排泄を行っている人</p>		<p>11,640円 (1箇所当たりの月額とし、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させる用具に要する費用を含む。)</p>	<p>する蓄便袋又は蓄尿袋で、それぞれ次に掲げる性能を有するもの ア 蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋 イ 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップが付いているもの</p> <p>2 4月分を上限として一括給付することができる。</p>
紙おむつ等	<p>身体障害者手帳の交付を受けている人で、治療によつてストマ周辺に軽快する見込みのない著しい皮膚のただれが見られる人、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない人、先天性疾患（先天性鎖肛<small>こう</small>を除く。）に起因する神経障害により高度の排尿機能若しくは排便機能障害のある人、先天性鎖肛<small>こう</small>に</p>	なし	<p>月額 12,000円</p>	<p>1 ストマ用装具に代えて給付するもので、紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿及び洗腸装具 2 4月分を上限として一括給付することができる。</p>

		<p>対する^{こう}肛門形成術に起因する高度の排便機能障害があり用具を必要とする人、脳性麻痺^ひ等脳原生運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な人又は脊髄損傷等により排尿又は排便を自ら認識することが困難な人</p>			
	収尿器	<p>身体障害者手帳の交付を受けている人であって、脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁）があるために用具が必要な人</p>	1年	<p>ア 男子用 普通型 7,940円 簡易型 5,880円 イ 女子用 普通型 8,760円 簡易型 6,080円</p>	<p>排尿を自分の意思でコントロールできず、常時失禁状態にある人の収尿のための用具で、それぞれ次に掲げる性能を有するもの ア 男子用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもので、ラテックス製又はゴム製のもの イ 女子用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋で導尿ゴム管付のもの</p>
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	<p>身体障害者手帳の交付を受け、その障害（下肢又は体幹機能障害に限</p>	なし	200,000円	<p>1 障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模</p>

補助 用具	<p>る。)の程度が3級以上の 人(ただし、特殊便器へ の取替えをする場合に あつては、上肢障害2級 以上の人)(上越市高齢 者及び障害者向け住宅 リフォーム補助金交付 要綱(平成8年10月11日 実施)に基づきリフォー ムを実施する際に用具 を設置する人で、現に身 体障害者手帳の交付の 申請を行っている人を 含む。)</p> <p>2 難病患者等で下肢又は 体幹機能に障害のある 人</p>			<p>な住宅改修を伴う もの</p> <p>2 給付は、1回限り とする。</p>
----------	---	--	--	---

備考

- 1 この表において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 身体障害者手帳 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳をいう。
 - (2) 児童相談所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定により設置された児童相談所をいう。
 - (3) 知的障害者更生相談所 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第4項に規定する知的障害者更生相談所をいう。
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳をいう。
 - (5) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である人をいう。
 - (6) 皮膚保護剤及び袋 次に掲げる皮膚保護剤及び袋をいう。

- ア 皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ ストマ周辺の皮膚のしわ又はくぼみによる凹凸を補正し、皮膚の表面を平たんにするための保護剤
 - イ 皮膚保護パウダー ストマ用装具の皮膚保護剤面板の皮膚への密着性を高めるとともに、皮膚を保護し、及び皮膚への排泄物の付着を防ぐための粉末状保護剤
 - ウ 皮膚保護ウエハー ストマ周辺の皮膚のしわ又はくぼみによる凹凸を補正し、ストマ用装具の皮膚保護剤面板の皮膚への密着性を高めるためのシール状の保護剤
 - エ 固定用ベルト ストマ用装具の袋部分を固定するためのベルト
 - オ サージカルテープ ストマ用装具の皮膚保護剤面板と周囲の皮膚とを密着させるための粘着性のテープ
 - カ コンベックスインサート ストマ用装具の皮膚保護剤面板を凸面にし、周囲の皮膚と密着させるとともに、排泄物の漏れを防止するためのプラスチック製補助具
 - キ 剥離剤（リムーバー） ストマ用装具の交換の際、皮膚を傷めずに皮膚保護剤、粘着テープ等を剥がすための液体
 - ク 皮膚被膜剤（スキンバリア） 排泄物、粘着テープ等によるかぶれ等を防ぐために皮膚の上に薄い被膜を作るための液体
 - ケ レッグバッグ（下肢装着用畜尿袋） 長時間にわたり尿の排出処理ができないときに、尿を蓄えるための補助バッグ
 - コ ナイトドレイナージバッグ（夜間畜尿袋） 夜間において長時間にわたり尿の排出処理ができないときに、尿を蓄えるための容量の大きな補助バッグ
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合にあっては、当該障害の箇所に応じ、当該障害をこの表中の上肢、下肢又は体幹機能障害とみなす。
- 3 難病患者等にあっては、医師の診断書、保健師の訪問調査等により難病の症状及び状態を確認することができた場合に給付対象者とする。

別表第2（第8条関係）

区分	負担上限月額	
	ストマ用装具紙おむつ	その他の用具
生活保護	0円	0円
低所得	0円	0円
一般	1,100円	18,600円

備考 この表の区分欄に掲げる区分に該当する人は、それぞれ、次に定めるところによる。

- (1) 生活保護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成17年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第4号に該当する人又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する人
- (2) 低所得 令第17条第1項第4号に該当する人
- (3) 一般 令第17条第1項第1号に該当する人

第1号様式（第4条関係）

日常生活用具給付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住 所
氏 名
個 人 番 号
対象者との続柄
電 話 番 号

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

対象者	ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年 月 日（ 歳）		
	個人 番号		住 所				
	身体障害者 手帳情報	（ ）第 号		年 月 日交付			
	障 害 名				障害等級		
	施設入所の有無	有（施設名： ）・無					
世帯の 状況	氏 名	対象者との 続 柄	生年月日	職 業	備 考 （対象者に対する介護の状況等）		
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
給付を希望する理由							
給付を受けたい 用具の種類							
現在の住まいの状況	住宅	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 借家（貸主の諾否 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）		浴槽	<input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> なし	便器	<input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 携帯用
現在の介護の状況	入浴	<input type="checkbox"/> 他人の介助が必要 <input type="checkbox"/> 清拭のみ <input type="checkbox"/> 入浴及び清拭をし ていない。 <input type="checkbox"/> 自分でできる。		排便	<input type="checkbox"/> 他人の介助 が必要 <input type="checkbox"/> 便器（携帯 用）使用 <input type="checkbox"/> 自分ででき る。	移動	<input type="checkbox"/> 車椅子使用 <input type="checkbox"/> 他人の介助が 必要（一部又 は全部） <input type="checkbox"/> 自分ででき る。
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 生活保護		<input type="checkbox"/> 低所得		<input type="checkbox"/> 一般		

第2号様式（第4条関係）

診 断 書

○患者氏名（ 年 月 日生 男・女）

住所

○疾患名

○症 状（日常生活用具を必要とする身体の状態等）

.....
.....
.....
.....

○在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か
（当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。）

.....
.....
.....

以上のとおり診断します。

年 月 日

医 療 機 関 名

医療機関所在地

担当医師 氏名

日常生活用具給付決定通知書

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の給付について、次のとおり決定したので通知します。

対象者氏名			
給付番号		給付決定日	
決定内容			
用具業者	名称		
	所在地		
	電話		
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
月額負担上限額			
	円		
<p>教示事項</p> <p>この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>			

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

日常生活用具給付却下通知書

様

上越市長 団

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具の給付について、次の理由により申請を却下したので通知します。

申請事項	
却下の理由	

教示事項

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第5号様式（第4条、第5条関係）

日常生活用具給付券

給付番号		給付券発行 年 月 日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
住所			
保護者氏名		続柄	
用具の名称			
用 業 者	名称		
	所在地		
	電話		
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
月額負担上限額			
円			
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
上越市長 印			
受領	受領 年月日	年月日	受領者 氏名
			本人との 関係

第6号様式（第5条関係）

日常生活用具給付券変更届

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住 所
氏 名
対象者との続柄
電 話 番 号

年 月 日付で交付を受けた日常生活用具給付券の内容について、次のとおり変更があったので届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

第7号様式（第5条関係）

破損
日常生活用具給付券汚損届
滅失

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住 所
氏 名
対象者との続柄
電 話 番 号

年 月 日付で交付を受けた日常生活用具給付券を
破損
汚損したので届け出
滅失
ます。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第4条関係）

第5号様式（第4条、第5条関係）

第6号様式（第5条関係）

第7号様式（第5条関係）

第8号様式（第1 2条関係）